

令和6年度
新規事業

北塩原村住まいの防犯対策補助金

令和6年6月28日

防犯カメラ・防犯対策用品の 購入・設置を補助します！

村では、強盗などの被害を未然に防ぐため、村内で防犯カメラ等の防犯対策用品を購入・設置する村民に対し、補助金を交付します。

▽ 補 助 の 内 容 ▽

【防犯カメラ】

○対象経費

防犯カメラ、録画装置、モニター、
防犯カメラの設置にかかる経費 等

○補助金額



高齢者(75歳以上)のみで
同一住宅に居住する方

補助割合:10/10
補助上限:100,000円

上記以外の方

補助割合:1/2
補助上限:50,000円

【防犯カメラ以外の防犯対策用品】

○対象経費

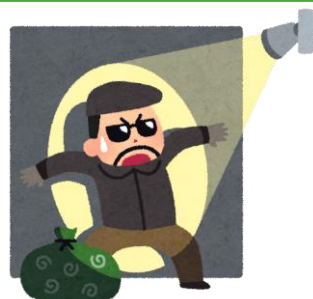
センサーライト、カメラ付きインター
フォン、補助錠、防犯フィルム、防犯
ガラス、ダミーカメラ、防災砂利 等

※その他対象となる用品についてはお問合せください

○補助金額

補助割合:1/2

補助上限:20,000円



詳細は裏面をご覧ください

受付期間

令和 6 年 7 月10日(水)～令和 6 年 7 月31日(水)

※上記期間に予算額を超える申請があった場合、補助金を受けられないことがございます。

補助対象者

次のすべてに該当する方

- ①村内に住所を有する方
- ②自ら所有する住宅に居住する方又は借家に居住する方
(借家の場合は、防犯カメラ等の設置について貸主の承諾を得た方)
- ③村税等の滞納が無い方
- ④申請者及び同居の親族が、暴力団及び反社会的勢力でないこと

申請方法

次の書類を役場(本庁又は裏磐梯合同庁舎)へご提出ください。なお、申請にかかる様式は村HPに掲載しているほか、役場でも配布しております。

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②村税等調査についての同意書(第2号様式)
- ③防犯対策用品の購入・設置に係る見積書
- ④購入する品物の概要がわかる書類(カタログ等)

注意事項

- 防犯対策用品の設置場所は住宅に限ります(倉庫、車庫等は不可)。また、店舗兼住宅の場合は、原則、住居スペースに設置する防犯対策用品が補助対象です。
- 二世帯住宅の場合、いずれかの世帯のみしか申請できません。また、同一の住所・地番の申請は1回に限ります。
- 補助金の交付決定前に購入した防犯対策用品は、補助対象外となります。なお、交付決定は8月中旬ごろとなる予定です。**

申請についてのご相談は総務企画課防災係(電話23-3111)へ